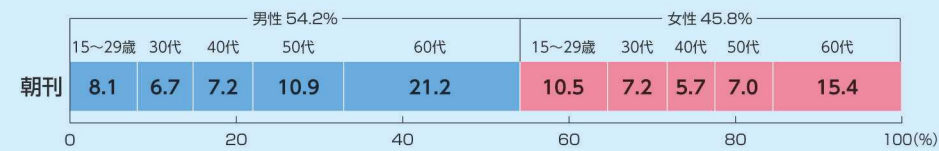


MEDIA DATA

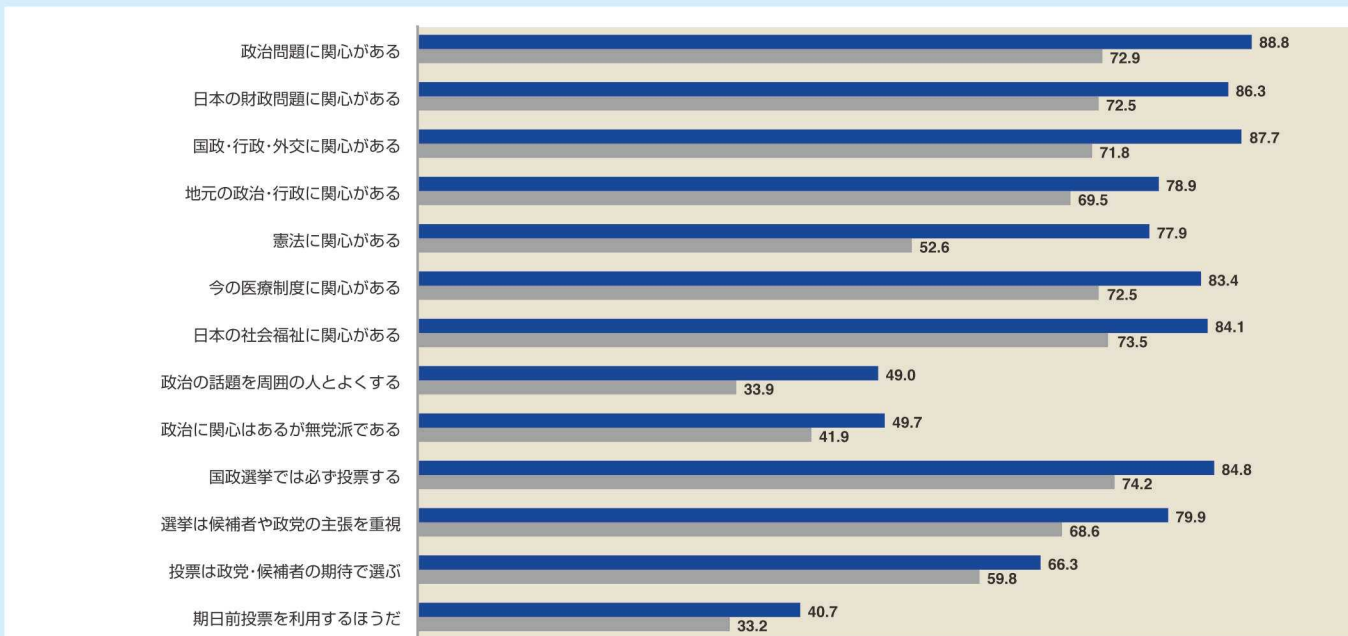
■購読者属性<朝刊> (n=968)



■接触時間量 (週平均)

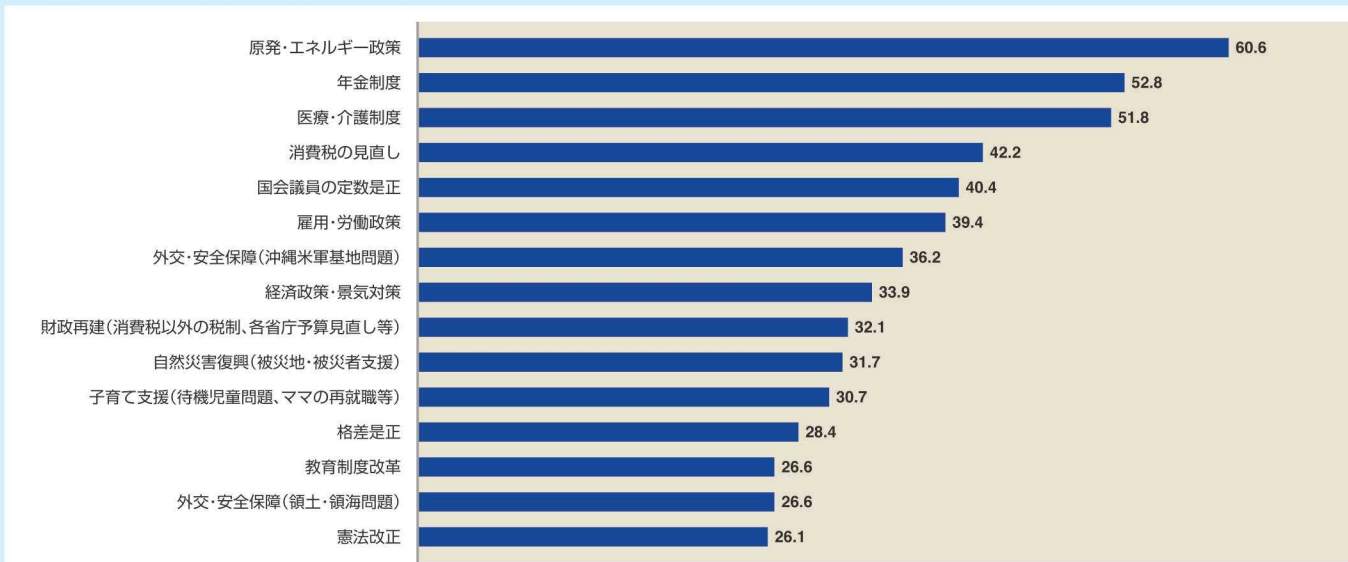
[東京新聞朝刊] 平均 **35.4分**
 [全国] 平均 **19.0分**
※東京新聞朝刊・読者 (n=1,045)
 全国平均 (n=87,992)

■選挙・政治に関する意識 (%)



出典: ビデオリサーチ「第17回全国新聞総合調査(J-READ2017)」※標本サイズは人口に合わせたウエート集計後の規正標本サイズ(単位:千人)で表現しており、回収数とは異なります。

■投票時に重視したい政策・課題 (%) (n=218)



出典: 新聞広告共通プラットフォーム「J-MONITOR」2019年3月下旬・東京新聞実施調査

■お問い合わせ先

●東京本社

東京都千代田区内幸町2-1-4

広告局広告二部 03 (6910) 2487

広告局広告三部 03 (6910) 2489

広告局整理部 03 (6910) 2506

●東海本社

浜松市東区薬新町45

広告部 053 (421) 9118

■広告会社

第25回 参議院議員選挙 選挙広告のおすすめ

東京新聞
中日新聞・北陸中日新聞



日本を決める一票は、地域に強い新聞から

 中日新聞社

生活者に寄り添う「東京新聞」

首都圏の地元紙として、きめ細かな地域情報を1都7県にお届け。
東京新聞は、購読者の一票の行き先を左右します。

東京新聞 朝刊販売部数

467,910部

出典：日本ABC協会「新聞発行人レポート 2018年1月～6月」

東京新聞がカバーするエリアの改選議席数

23議席



比例代表広告は、全国第3位の中日グループ3紙へ

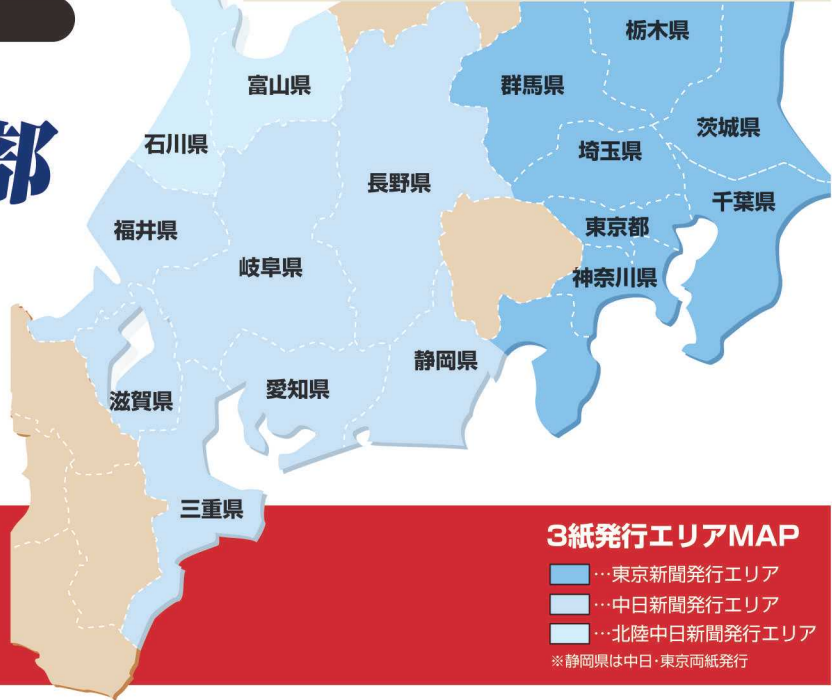
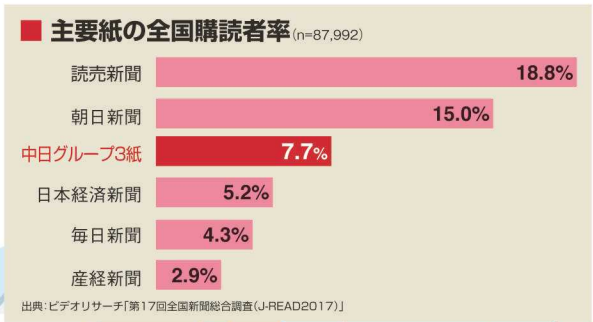
1枚の新聞広告掲載証明書で、中日新聞・東京新聞・北陸中日新聞の3紙にまとめて掲載可能です。
全国比例だからこそ、より多くの人口をカバーする媒体選択が必須です。

中日グループ3紙合計朝刊部数

2,872,151部

東京新聞 467,910部
中日新聞 2,312,706部
北陸中日新聞 91,535部

出典：日本ABC協会「新聞発行人レポート 2018年1月～6月」



比例代表選挙 改選議席数

50議席

参議院議員選挙 広告掲載要領

公費(国庫負担)

■ 広告掲載期間

立候補届出後から、投票日前日まで

公示前	選挙公示日	投票日前日	投票日
立候補者届出 広告申込	広告掲載日 第1回	広告掲載日 第2回	広告掲載日 第3回
>>> 広告掲載日 第●回			

← 政党・政治団体の私費広告は、選挙公示前・投票日当日も掲載可能 →

- 原稿体裁について
- 原稿の外枠はケイで囲み、それぞれ独立した広告とする
 - 黒ベタ白ヌキ部分が異常に多いものや常識を逸脱した表現と見なしたものは掲載いたしません
 - カラー広告は不可です
 - 候補者名、政党・政治団体名は「新聞広告掲載証明書」と同一でなければなりません。ただし、「通称使用認定書」がある候補者は除きます。なお、ふりがなをつけることは可能です
 - その他の事項は公職選挙法、同施行令、同施行規則等に準拠します

候補者広告(選挙区選出候補者広告)

東京 太郎

参議院 ●● 選挙区候補

■ 党公認

(政策、経歴、政見
放送日、比例代表呼
び掛けなど)

※見本は縮小です

- 1回あたりの原稿サイズは、横9.4cm×縦6.6cm(2段1/4)以内
- 掲載回数は5回
- 全面広告を含む記事下広告での掲載です
- 同一紙面での複数掲載は可能ですが、それぞれ独立した体裁が条件です(相互に図案や文章がまたがるものは不可)
- 1回の掲載ごとに「新聞広告掲載証明書」「新聞広告掲載承諾通知書」が必要です

比例代表広告(名簿届出政党等広告)

- 掲載可能な広告の総段数・回数とは、名簿に登録された候補者数に応じて決まります
- 1回あたりの原稿サイズは、横9.4cm×縦1段の整数倍(2倍以上のもの)の寸法で、形態は長方形、横38.2cm×縦15段を超えないものとします
- 横9.4cm×縦1段の寸法ごとに「新聞広告掲載証明書」が1枚ずつ必要です(例えば全1段広告の場合は4枚ご用意ください)
- 有効得票率が1%に満たない場合は、名簿届出政党等の費用負担となります

名簿登載者数	総段数(全幅×段数)	回数
1～ 8人	20段以内	40回以内
9～16人	28段以内	56回以内
17～24人	36段以内	72回以内
25人以上	44段以内	88回以内

私費(政党・政治団体負担)

- 大きさ、回数、色刷りに制限はありません
- 公示前ならびに投票日当日も掲載可能です
- 掲載は本社掲載基準に従いますので、事前にご相談ください

■ 公費の広告と私費の広告との同一面掲載について

個々に独立した体裁として明確に区別していれば、並列や食い込みは可能です。ただし、候補者広告の周囲を政党広告で囲むような体裁は掲載できません

<掲載例>

<候補者広告>

<私費広告>

<比例代表広告>